



	<b>【ビュッフェスタイルの場合】</b> <b>ビュッフェスタイルですか？</b> 「はい」と回答した場合のみ以下チェックを入れてください。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
11	利用者一回の料理取り分け毎に新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び取り分け用のトングや箸を共有としないことを徹底する。 または、料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。	<input type="checkbox"/>
12	テーブル上に、共用の調味料やポット等を設置しない。 または、これらを利用者入れ替え時に消毒する。	<input type="checkbox"/>
13	お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるよう、表示及び呼びかけにより注意喚起する。	<input type="checkbox"/>
14	店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避けるよう、表示及び呼びかけにより注意喚起する。	<input type="checkbox"/>
15	咳エチケットを徹底するよう、表示及び呼びかけにより注意喚起する。	<input type="checkbox"/>
16	個室を使用する場合は、常時換気(換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり)を行う。	<input type="checkbox"/>
17	トイレの蓋がある場合は、トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。	<input type="checkbox"/>
18	トイレの入り口付近(店舗側)に、消毒設備を設置する。	<input type="checkbox"/>
19	トイレ使用後及びトイレを出た後は、手洗いや手指消毒を実施するよう、表示及び呼びかけにより注意喚起する。	<input type="checkbox"/>
20	<b>【喫煙スペースがある場合】 ※複数室ある場合、喫煙スペースごとに制限</b> <b>喫煙スペースはありますか。</b> 「はい」と回答した場合のみ以下チェックを入れてください。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
	一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう、表示及び呼びかけにより注意喚起する。	<input type="checkbox"/>

## 2. 従業員の感染症予防

	基準内容	チェック
21	マスクの着用、咳エチケット、大声での会話を避けることを徹底する。	<input type="checkbox"/>
22	業務開始前に検温・体調確認を行う。 発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、業務に従事させない。	<input type="checkbox"/>
23	感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業を禁止する。	<input type="checkbox"/>
24	定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後及びトイレを出た後に、手洗いや手指消毒を実施する。	<input type="checkbox"/>
25	利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。	<input type="checkbox"/>

26	休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。	<input type="checkbox"/>
27	休憩スペースでは常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品は定期的に消毒する。	<input type="checkbox"/>
28	従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。	<input type="checkbox"/>

### 3. 施設・設備の衛生管理の徹底

基準内容		チェック
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(建築物衛生法)の対象施設・対象外施設 共通事項(29～33)		
29	共通のタオルの使用を禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人のタオル等を使用するよう、表示により注意喚起する。	<input type="checkbox"/>
30	他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を、利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。 ＜飲食業で他人と共用し接触が多い部位＞ テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチタッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなど	<input type="checkbox"/>
31	ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手洗いや手指消毒を実施する。	<input type="checkbox"/>
32	食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理する。	<input type="checkbox"/>
33	湿度40%以上を目安として、適度に加湿する。	<input type="checkbox"/>
34	<b>【建築物衛生法の対象施設の場合】</b> <b>建築物衛生法の対象施設ですか？</b> 「はい」と回答した場合のみ以下チェックを入れてください。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
	建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか、施設管理者等に確認し、満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。	<input type="checkbox"/>
	<b>【建築物衛生法の対象外施設の場合】</b> ※35のいずれかを満たすこと	
35	換気設備による換気の場合は、必要換気量（一人あたり毎時30m <sup>3</sup> ）を確保する。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。	<input type="checkbox"/>
	窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行っている。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。	<input type="checkbox"/>
	二酸化炭素濃度測定器を設置し、室内の二酸化炭素濃度が1000 ppmを超えた場合、即座に窓を開放し、換気を実施する。 測定器の設置場所：ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところ。	<input type="checkbox"/>

### 4. チェックリストの作成・公表

基準内容		チェック
36	各施設・事業者は、施設内のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、営業日は毎日、当該チェックリストにより確認し、その結果を公表する。	<input type="checkbox"/>

## 5. 感染者発生に備えた対処方針

基準内容		チェック
37	保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該店舗を利用していたことが判明した場合は、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力し、当該店舗からの感染拡大を防止する対策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。	<input type="checkbox"/>
38	従業員の感染が判明した場合は、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力し、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。	<input type="checkbox"/>
39	従業員に対し、感染疑いがある場合は施設の責任者にすみやかに報告すること、及び検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供する。	<input type="checkbox"/>

## 6. 歌唱を伴う場合の対策 ※歌唱を伴う場合のみ。

基準内容		チェック
歌唱を伴いますか？ 「はい」と回答した場合のみ以下チェックを入れてください。		○はい ○いいえ
40	歌唱するときは、対人距離を2m以上確保する、またはアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどを設置し遮蔽する。	<input type="checkbox"/>
41	マイクを共用する場合は、利用者が使用する毎、及び営業終了後に消毒を実施する。	<input type="checkbox"/>
42	カラオケ用リモコンは、利用者が操作する毎、及び営業終了後に消毒を実施する、または従業員のみが操作し利用者に操作させない。	<input type="checkbox"/>
43	歌唱中のマスク着用を徹底するよう、表示及び呼びかけにより注意喚起する。	<input type="checkbox"/>

## 7. 推奨項目 ※認証の必須項目ではありませんが、さらなる感染防止対策として取り組むことを推奨する項目です。

基準内容		チェック
S1	保健所が行う疫学調査に協力するため、保健所への情報提供に同意の得られた利用者の氏名・連絡先(グループの場合は代表者のみ)を把握し、最低1ヶ月間(可能な限り3ヶ月間)保管する。 ※取得した個人情報は、個人情報保護法に基づく適切な管理を行い、疫学調査を行う保健所への情報提供の目的以外には使用しない。	○取り組んでいる ○取り組んでいない
S2	換気を徹底するにあたり、二酸化炭素濃度測定器の使用等により、換気状況の把握に努めている。	○取り組んでいる ○取り組んでいない
S3	接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため、利用者の動線が重ならないための案内や自動扉、自動水栓を設置するなどの工夫・整備を行う。  【具体的な取組の内容】	○取り組んでいる ○取り組んでいない
S4	感染リスクの早期把握のため、従業員や利用者に対し、国が提供する濃厚接触通知アプリの利用をルール化ないし奨励する。または、これ以外の方法により、感染リスクの早期把握の仕組みを導入する。  【具体的な取組の内容】	○取り組んでいる ○取り組んでいない